

本庁・各総合支所連絡先

**本 本庁**  
〒328-8686  
入舟町7-26  
☎21-2224  
FAX24-8686

**大 大平総合支所**  
〒329-4492  
大平町富田558  
☎43-9205  
FAX43-8818

**藤 藤岡総合支所**  
〒323-1192  
藤岡町藤岡1022-5  
☎62-0900  
FAX62-4625

**都 都賀総合支所**  
〒328-0192  
都賀町家中5982-1  
☎29-1100  
FAX28-0169

**西 西方総合支所**  
〒322-0692  
西方町本城1  
☎92-0300  
FAX92-2611

お知らせ

年末年始のごみ・し尿の収集

【ごみの収集】 ごみと資源の収集は、「収集日カレンダー」のとおり行います。確認のうえ、指定のごみステーションに出してください。

【し尿の収集】 し尿・浄化槽汚泥の収集は、区域割で許可業者が行います。住まの地区の許可業者に収集を依頼してください。

年末年始等には自動交付機の利用を

年末年始や土曜日・日曜日、祝祭日に「住民票の写し」又は「印鑑登録証明書」が必要になった場合、「市役所本庁舎(入舟町)」と「プラツおおひら(大平町富田)」に設置してある自動交付機で、交付が受けられます。利用には、「暗証番号を登録してある印鑑登録証」又は「自動交付機の利用登録済の住民基本台帳カード」が必要です。なお、住民基本台帳カードでは、コンビニエンスストア(現在、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクスで対応)でも、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の交付ができます。(別途、コンビニ交



ている方は、改めて申し込む必要はありません。

付登録が必要となります)

年末年始(12月29日～1月3日)は証明書交付が休止となりますので、ご注意ください。

詳しくは、左記へ。

平成25年度学童保育冬休み利用申込受付

保護者の就労等により、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、冬休み期間中のみ学童保育利用申し込みの受付をします。※現在学童保育を利用され

家庭用生ごみ処理機設置費を補助

生ごみの減量化を進めるため、生ごみをたい肥化するコンポストや電気式生ごみ処理機を購入する方へ補助金を交付しています。



- 電気式生ごみ処理機
▽補助額 購入費の2分の1
▽補助限度 上限20,000円(1世帯1基まで)
○コンポスト容器、堆肥化促進剤専用容器
▽補助額 購入費の3分の2
▽補助限度 上限5,000円(1世帯2基まで)

購入前に申請書等を取り寄せ、提出してください。申請書等は本環境課、各総合支所生活環境課にあります。その他詳細は随時下記へ。本環境課 ☎21-2601

物品購入等業者登録のお知らせ

市が発注する物品等の納入、業務委託の受注を希望される方は名簿への登録が必要です。

なお、現在登録されている方は、有効期限が平成27年3月31日までですので、今回の申請は不要です。

平成26年度において、入札に参加を希望される方は①物品購入等入札参加資格審査申請に、1回あたり50万円未満の小規模な取引を希望される市内業者は②小規模物品等契約希望者登録に申請してください。(両方に登録することはできません)

①②のどちらに申請にすれば良いのかわからない場合は、契約検査課へ問い合わせください。

いずれの制度も申請いただいたことで、指名を約束するものではありません。

①物品購入等入札参加資格審査申請(入札に参加を希望する方)

この制度は、事務機器、車両、建設資材などの物品の納入、施設の保守点検、運送などの業務委託の入札に参加を希望する方の登録制度です。
■申請受付期間 12月2日(月)～13日(金)(閉庁日を除く)
■提出書類等 申請書類等一式、税の証明書及び法人登記の写しなど

建設工事等入札参加者資格審査申請受付

平成26年度中に市が行う建設工事及び測量建設コンサルタント業務等の入札に参加を希望される方の申請受付を行います。

■受付期間 平成26年1月14日(火)～27日(月)
■条件・提出書類等
詳しくは、12月上旬から市ホームページに掲載する提出要領をご覧ください。

提出要領をダウンロードしてください。審査申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。(契約検査課で配布しています)
■提出方法 郵送(直接提出も可)
■提出先 〒328-866

※提出要領、入札参加資格審査申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。(契約検査課で配布しています)

■申請方法 契約検査課に郵送(〒328-8686/住所不要) 又は持参

◆登録有効期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

②小規模物品等契約希望者登録(1回あたり50万円未満の小規模な物品の納入等を希望する市内業者限定の登録制度)

①との違いは、1回あたりの取引金額が50万円未満に限られ、入札になるような比較的規模の大きい取引はできません。例えば、少額の事務用品、会議用の飲

物、給食の食材の納品などを行う事業者向けの制度です。また、提出書類が①と比べて少なく、次回以降の継続申請は、原則、市税の完納証明書のみの提出で済むなどの特徴があります。

■申請受付期間 随時受付

■提出書類等 申請書類等一式(2枚程度)、市税の完納証明書(申請書類は市ホームページに掲載及び契約検査課で配布中)

■申請方法 契約検査課に郵送(〒328-8686/住所不要) 又は持参

◆登録有効期間 申請受理決定日(平成27年3月31日)

本契約検査課 ☎21-2412、2426

学校給食用物資納入指定希望申請

86 契約検査課(住所不要)

本契約検査課 ☎21-2412、2426

鮮魚、食肉、豆腐・こんにやくおよび麺類の納入業者について、すべて指定希望申請書を提出した業者の中から選定することになっていきます。

業者選定は、申請書の内容や各調理場の評価表、調査等から、物資の安全性、品質、安定供給、価格などを総合的に判断して決定します。

本 秘書広報課 ☎21-2226

広報とちぎ1月号は12月26日発行です!

広報とちぎは原則毎月20日発行ですが、1月号は12月26日(木)発行です。ご注意ください。



年間 ◆申請期間 平成26年1月6日(月)～15日(水)の9時～17時(土日・祝日除く)

※指定希望申請書は学校教育課にあります。現在各調理場へ納入されている方には、別途申請書を配布します。

本 学校教育課 ☎21-2726

本 環境課 ☎21-2602

本 環境課 ☎21-2602

本 環境課 ☎21-2602

本 環境課 ☎21-2602

本 環境課 ☎21-2602